# 上関町いじめ防止基本方針

平成30年4月 改訂 上関町

いじめは、決して許される行為ではありません。いじめられている子どもがいた場合には、最後 まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく必要があり ます。

いじめを防止するためには、町民全員が子どものいじめに関する課題意識を共有するとともに、 自己の役割を認識し、また、子ども自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自 覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければなりません。

そこで、上関町は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第12条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「上関町いじめ防止基本方針」(以下「上関町基本方針」という。)を平成20年4月に策定しました。このたび、「いじめの防止等のための基本的な方針」(国において改訂された基本方針)、「山口県いじめ防止基本方針(平成29年12月最終改定)」を参酌し、本町の実情やこれまでのいじめの対策等の取組を踏まえて、「上関町いじめ防止基本方針」を改訂しました。

この「上関町基本方針」では、いじめの防止等の取組を町全体で円滑に進めていくことを目指し、 すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

上関町立学校においては、上関町基本方針が求める「教育委員会の取組」等、町が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

目 次
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方・・・・・・1~2
1 いじめの定義
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
3 上関町いじめ防止基本方針策定の目的
4 いじめ防止に向けた方針
第2章 いじめの防止等のために上関町が実施する施策・・・・・・3~4
1 上関町いじめ問題調査委員会(仮称)の設置
2 教育委員会の取組
(1)いじめの防止・早期発見に関すること
(2)いじめの対応に関すること
(3)学校評価、学校運営改善の実施
3 その他の事項
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策・・・・・・5~7
1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方
2 学校の組織づくりに向けて
3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて
(1)未然防止
(2)早期発見
(3)早期対応
(4)いじめの解消
(5)学校運営協議会等の活用
第4章 重大事態への対応・・・・・・・8~9
1 重大事態の判断
2 重大事態への対応
(1)いじめられている児童生徒への対応
(2)いじめている児童生徒への対応
3 学校による調査
4 調査に当たっての留意事項

# 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(法第2条)

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

## 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していく ことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な 人権侵害案件である。
- いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真 剣に取り組む必要がある。
- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 3 上関町いじめ防止基本方針策定の目的

上関町基本方針は上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、町民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、町全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

## 4 いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、社会全体がいじめの起きない風土づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、町全体で子どもの健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

## 町として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた子どもに対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等の連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、 適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (4) 子どもが安心して豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発を行う。

## 学校として

- (1)「学校いじめ防止基本方針」を策定する。
- (2) あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (3) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (4) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、 いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係 機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (5) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長リーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (6) 校内体制として、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)等の専門家含む『いじめ対策委員会』を組織する。
- (7) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人ひとりの状況の把握に努める。

# 保護者として

- (1) どの子どもも、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2)子どものいじめを防止するために、学校や地域の人々など子どもを見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

# 子どもとして

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心をもち、自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 町民・事業者・関係機関

- (1) 町民及び町内で活動する事業者(以下、「町民等」という。)は、上関町の子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 子どもの成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 町民等は、地域行事等で子どもが主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4)子どもの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

## 第2章 いじめの防止等のために上関町が実施する施策

町は、上関町基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに 必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずる。

具体的には、いじめの防止等のための、

- ・家庭・地域、関係機関との協働・連携強化し、地域ぐるみで対応する体制の構築等を推進する。
- 教職員の資質の向上、町内学校間の指導体制の統一
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの監視及び防止に向けた調査研究並びに子ども等への啓発
- ・いじめに係る相談制度、相談窓口についての広報及び啓発活動

#### 相談窓口

教育電話相談 上関町教育委員会教育文化課 0820-62-0245 ふれあい総合テレホン 083-987-1240

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報(上関町個人情報保護条例(平成17年3月上関町条例第2号)第2条第2項に規定する個人情報をいう。)の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

## 1 上関町いじめ問題調査委員会(仮称)の設置

町は、必要に応じて、県教委の指導のもと、いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、 学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、その他の関係者により構成される、「上 関町いじめ問題調査委員会」(以下「問題調査委員会」という。)を設置する。

## 2 教育委員会の取組

- (1)いじめの防止・早期発見に関すること
  - ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
  - イいじめの防止に資する活動であって、児童生徒が自主的に行うものに対する支援、児童生徒及びその 保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための 啓発を推進する。
  - ウ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、 10月を「いじめ防止・根絶強調月間」(県共通)とする。
  - エ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
  - オ 児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備する。
  - カ 教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。
  - キ インターネットを通じて行われるいじめに対しては、民間団体や事業主を含めた関係機関と連携して実 態把握に努め、早期発見・早期対応のために必要な措置を講ずる。また、児童生徒や保護者がインター

ネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施する。

## (2)いじめの対応に関すること

## ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定による学校からの報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

#### イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、 又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。

#### (3)学校評価、学校運営改善の実施

#### ア学校評価、教員評価の留意点

・教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価・検証するよう、学校に必要な指導・助言を行う。

#### イ 学校運営改善の支援

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事 務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会等の活用により、いじめの問題など、学校 が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 3 その他の事項

本町は、当該基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、上関町基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。加えて、教育委員会は学校基本方針について、策定状況を確認する。

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的な対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心に構成される、いじめの防止等の対策のための組織(以下「いじめ対策組織」という。)を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと教職員の一致協力体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

## 1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、山口県基本方針、上関町基本方針を参酌し、自校におけるいじめの防止等の 取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。) として定める。策定した学校基本方針については、学校ホームページなどで公開する。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などが想定され、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」などいじめの防止等全体に係る内容等を盛り込む。

- (1)基本方針を策定するに当たっては、検討する段階からの保護者や地域の参画が、策定後の学校の取組を円滑に進めていく上で有効となる。
- (2)児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう、留意する。
- (3)より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかをいじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

# 2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ対策組織」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、SC、SSW、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。「いじめ対策組織」の役割は、具体的には、以下の4点が考えられる。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援 の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- ・いじめ加害者に対する指導・懲戒の適切な行使の協議をする役割

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画通りに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCA サイクルで検証を担う役割が期待される。

## 3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて

※「国の基本方針(別添2)」…学校における「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照

## (1)未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。また、いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラム、例えば人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## (2)早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。いじめの早期発見を徹底する観点から、例えば、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実施する等、具体的な取組を盛り込む。あわせて、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。さらにインターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、学校は情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努める必要がある。

#### (3)早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、他の業務に優先して、速やかに学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。そして、いじめ対策組織を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。被害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、児童生徒の状態に合わせた継続的なケアを行う。

加害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童生徒の状態に応じた継続的な指導及び支援を行うことが必要である。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童生徒の生命、身体または 財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童生徒を守る。その際は、学校で の適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応してい く。

#### (4)いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ

の要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他 の事情も勘案して判断するものとする。

#### ア いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し期間が経過した段階で判断する。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。イ被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点(3か月を目安)において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### (5)学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

# 第4章 重大事態への対応

(生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応)

## 1 重大事態の判断

暴力行為や不登校等の事案が、法第28条による重大事態であるか否かについては、事案の背景にいじめ が関連していないか、関係する児童生徒や保護者等から情報収集し、事実関係を整理した上で、「いじめ対 策委員会」において判断する。判断に当たっては、県教委から指導助言等を得る。学校は、当該事案が重大 事態であると判断したときには、町教育委員会を経由して町長へ、速やかに事態発生について報告する。

また、児童生徒・保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校がその時点 で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と判断したとしても、重大事態が発生したものと して調査・報告する。

重大事態とは、以下の場合をいう。

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが あると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて いる疑いがあると認めるとき (法第28条)
- ※「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判 断することとし、次のようなケースが想定される。

  - ▶ 児童生徒が自殺を企図した場合 ▶ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ➤ 金品等に重大な被害を被った場合
- ▶ 精神性の疾患を発症した場合
- ※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、 年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学 校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

## 2 重大事態への対応

重大事態への対応については、事案の重大性を踏まえ、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっか りと向き合おうとする姿勢が重要である。学校は、いじめの全容解明と早期対応の取組を基本姿勢として、「い じめ対策委員会 |を中核とする迅速・的確かつ組織的な対応を行う。

(1) いじめられている児童生徒への対応

「いじめ対策委員会」が中核となり、関係機関と連携するなど、いじめの解決に向けての様々な取組を 進めて行く中で、いじめられている児童生徒の立場に立って、保護者と十分に連携を図り、当該児童生徒 をいじめから守り通す。具体的には、緊急避難としての欠席等の対応が考えられる。

(2)いじめている児童生徒への対応

いじめられている児童生徒を守るため、教育的配慮の下、保護者の理解・協力を十分得ながら、必要に 応じて、次のような毅然とした厳しい対応を行う。

個別指導

懲戒等の実施 等

なお、こうした措置を講ずることについては、県教委又は学校法人とも協議の上、適切に関係機関等とも 連携を図りながら対応していくことが肝要である。

また、当該行為が犯罪行為である疑いがある場合は、躊躇することなく、所轄警察署や少年安全サポーター、人権擁護委員等と連携する必要がある。

# 3 重大事態の調査

当該重大事態に対応し、同種の事態の発生を防止するために、「問題調査委員会」が中核となり、SCやSS Wとの連携はもとより、必要に応じて弁護士、医師、民生委員・児童委員、人権擁護委員、少年安全サポーター等の外部専門家とも連携しながら、関係児童生徒への聴き取りや質問紙等により、速やかに全容解明に向けた調査を行う。

また、学校は調査の進捗状況及び結果等について、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、適時・適切に説明を行う。

## 4 調査に当たっての留意事項

学校において、これらの調査を行うに当たっては、町教委・県教委から指導助言を得ながら、やまぐち総合教育支援センターによる学校サポートチームの活用や、弁護士や人権擁護委員等の外部専門家との連携などにより、中立性や公平性を確保して対応する。